

IMA ワンプライス規約

第1条（定義）

1. ワンプライス出品とは、いすゞモーターオークション（以下「IMA」という）にて流札した出品車且つ、同一会場の次回開催のオークションへ再出品が決定している車両で、ワンプライス価格（売り希望価格）を設定し、ima-net 上に掲載するシステムをいいます。
2. ワンプライス落札とは、ima-net 会員及び ima-netLITE 会員がワンプライス出品された車両の購入を申込み行為をいいます。

第2条（出品対象車両）

1. ワンプライス出品は、オークション流札車のうち、同一会場の次回開催のオークションに再出品される車両で、出品店からワンプライス出品の申込みがあった車両が対象となります。ただし、成約車両、搬出済み車両、再出品の際に価格以外の訂正が必要な車両を出品することはできません。
2. 前項の出品対象車両に該当する場合であっても、出品に不備があると事務局で判断した場合には出品をお断りする場合があります。

第3条（ワンプライス出品申込み）

1. ワンプライス出品は、IMA 会員の資格を有する者が行うことができます。
2. ワンプライス出品は、開催日を含む3営業日以内に、所定の用紙を事務局に提出（FAX 含）することで受付けます。事務局での受付時間は、IMA 営業日の9時から17時までとします。但し、IMA 開催日でオークション終了が17時を超えた場合、オークション終了後30分まで延長します。

第4条（ワンプライス価格変更及び出品取消し）

1. ワンプライス出品車の価格変更及び出品取消しは、IMA 営業日の9時から17時までの間、ワンプライス落札の申込みがない限り、事務局に所定の用紙を提出（FAX 含）することで受付けます。但し、事務局での受付は、用紙の到着から情報の反映まで時間がかかる場合があります。
2. 出品取消しは、ima-net 上において情報が反映された時点をもって有効となり、情報反映前に落札された場合には、反映前の情報を有効とします。
3. 出品取消しをした車両を同一掲載期間において再度ワンプライス出品することはできません。
4. ワンプライス出品の取消しを行っても、次回開催へのオークション再出品の取消しをすることはできません。

第5条（掲載期間）

1. 掲載期間は、下記の通りとします。
 - ・ 東京会場 木曜日の13時から翌週月曜日の24時まで
 - ・ 九州会場 金曜日の13時から翌週火曜日の24時まで
 - ・ 神戸会場 翌週月曜日の13時から水曜日の24時まで

2. 事務局判断により、掲載期間を変更する場合があります。

第6条（ワンプライス落札の方法）

1. ワンプライス出品車両の閲覧・落札は、ima-net 上のみで行うことができます。
2. ワンプライス出品された車両は ima-net に掲載されるため、ワンプライス落札をすることができるのは、ima-net 会員及び ima-netLITE 会員に限られます。
3. ワンプライス受付画面で「ワンプライス落札する」をクリックした時点でワンプライス落札の申込みが完了となり、当該時点において在庫がある場合は成約となります。

第7条（ワンプライス出品・落札制限）

事務局判断により、会員のワンプライス出品またはワンプライス落札を制限する事ができます。

第8条（手数料）

1. ワンプライスサービス利用による手数料は下記の通りとし、車型区分は事務局が判断します。
2. ワンプライス出品にて成約した場合、次回開催のオークション出品料は発生いたしません。

車型／手数料	出品料	成約料	ima-net 会員	ima-netLITE 会員
			落札料	落札料
中型トラック、バス以上	無料	22,000 円	23,000 円	33,000 円
小型トラック、マイクロバス		12,000 円	13,000 円	23,000 円
RV、乗用車、商用車、軽自動車		11,000 円	8,000 円	18,000 円

第9条（ワンプライス成約・落札通知）

1. ワンプライス出品車両が成約した場合、その内容を出品店及び落札店へFAXにて通知いたします。また、ima-net 会員及び ima-netLITE 会員は ima-net 上でも確認できます。
2. 事務局の都合により、ワンプライス成約通知及び、落札通知FAX送信が遅れる場合があります。

第10条（書類提出期限）

書類提出期限は、次回開催日を基準にしていすゞモーターオークション会員規約に準じます。但し、当該事項に関する特記事項がある場合は、前回開催日を基準として、特記事項を優先します。

第11条（書類有効期限・名義変更期限）

書類有効期限及び名義変更期限は、次回開催日を基準にしていすゞモーターオークション会員規約に準じます。但し、当該事項に関する特記事項がある場合は、前回開催日を基準として、特記事項を優先します。

第 12 条（自動車税の処理）

自動車税未経過相当額は、次回開催日を基準に処理を行います。

第 13 条（計算書・代金決済）

1. 成約及び、落札した車両についての計算書は、出品会場の次回開催オークション時に発行します。
2. 出品店に対するワンプライス成約車両代金、手数料、その他精算額の支払いは、登録及び申請に必要な全ての書類を確認後、計算書に基づき速やかに行います。但し、支払い対象の成約日以前に決裁すべき代金が残っている場合は、相殺の上支払うものとし、決裁方法は銀行振込みとします。
3. 落札車両代金、諸手数料および自動車税については、全額を事務局が指定する期日までに事務局指定の銀行口座に振込むものとし、その際の振込み手数料は、落札店の負担とします。

第 14 条（落札車両搬出）

落札車両搬出は、次回オークションセリ終了後とし、搬出期限は次回オークション開催日を含む 3 営業日とします。

第 15 条（契約の解約）

1. 成約後の売買契約の解約の申告は、出品店・落札店ともに成約日（落札日）の翌営業日 12 時までに限り行うことができます。
2. 落札店は、150,000 円の解約金を支払うことにより売買契約を解約することができます。尚、諸手数料（成約料、落札料）は、契約解除を認められた落札店の負担とします。
3. 出品店は、150,000 円の解約金を支払うことにより売買契約を解除することができます。尚、諸手数料（成約料、落札料）は、契約解除を認められた出品店の負担とします。
4. 落札店は、車両搬出後に売買の解約をすることはできません。
5. 出品店が車両搬出後に解約をする場合、解約金・諸手数料の他に車両輸送料が加算されます。
6. 一旦解約となった車両を同一掲載期間内にワンプライス出品することはできません。

第 16 条（クレーム）

クレームの受付は、次回開催日を基準にしています。イヌダモーターオークション会員規約に準ずるものとします。

第 17 条（その他）

1. ワンプライスサービスの下見代行は実施いたしません。
2. IMA ワンプライス規約に記載のない事項については、イヌダモーターオークション会員規約および ima-net 会員規約に準じます。

第 18 条（規約の改定）

事務局は、ワンプライスサービス内容の変更などに応じて、随時本規約を改定することができます。

第 19 条（事務局の免責）

事務局は、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害について、賠償責任を負いません。

- ① IMA 事務局および業務提携先のコンピュータシステムトラブル、通信回線障害が発生した場合。
- ② 事務局の判断により、会員のワンプライスサービスの利用を制限している場合。
- ③ 出品店がワンプライス出品された車両に関しての二重売り、誤搬出などで落札店に損害を与えた場合。
- ④ 価格変更および出品取消しの依頼がされてから、ima-net 上に情報が反映されるまでの間に落札された場合などにおいて出品店が損害を受けた場合。
- ⑤ 落札通知および、成約通知 FAX の送付遅れ等により損害を受けた場合。
- ⑥ その他、事務局の営業時間外および事務局休日における各種受付の遅れによる損害が発生した場合。

第 20 条（消費税の表示方法）

車両代金、手数料等は消費税抜きの金額で表示するものとし、それに係る消費税は別途表示します。

第 21 条（施行）

平成 25 年 10 月 1 日施行

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 28 年 11 月 1 日改訂

令和 1 年 10 月 1 日改訂

令和 3 年 9 月 1 日改訂

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

以上